

平成30年度第1回
札幌市屋外広告物審議会

会 議 録

日 時：平成30年6月15日（金）午後2時開会
場 所：札幌すみれホテル 4階 コスモス

1. 開 会

○事務局（加藤道路管理課長） それでは、皆様がおそろいになりましたので、ただいまより、平成30年度第1回屋外広告物審議会を開催させていただきます。

本日は、皆様方におかれましては、大変ご多忙のところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます札幌市建設局総務部道路管理課長の加藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

以後、着席にて進めさせていただきます。

本日の会議ですが、都合によりまして、札幌商工会議所顧問の菊嶋委員、レッドベリースタジオの主宰の飯塚委員、株式会社佳総合設計室代表取締役の堀田委員、株式会社電通北海道プロモーション局メディア部長の小林委員が欠席となっております。

当審議会の委員数15名のうち、11名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、札幌市屋外広告物条例施行規則第30条第3項に規定する過半数に達しており、本会議は成立していることをご報告いたします。

2. 総務部長挨拶

○事務局（加藤道路管理課長） それでは、開議に先立ちまして、札幌市建設局総務部長の蓮実からご挨拶を申し上げます。

○蓮実総務部長 本年4月に建設局の総務部長で参りました蓮実一郎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様には、日頃より、本市のさまざまな場面で行政の推進に格別のご協力とご理解をいただきまして、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

また、本日は、お忙しい中を本当にありがとうございました。

皆様もご存じのとおり、平成27年2月15日に中央区の飲食店ビルから看板が落下しまして、通行中の女性の頭部に直撃したということで、私は別の部署にいましたけれども、まだ記憶に新しい事故がございました。

この事故を受けまして、本市も、それこそ審議会の皆様のご協力をいただきながら、いろいろな安全対策を講じてまいりました。

一方、国土交通省におきまして、平成28年4月以降、複数回にわたり屋外広告物条例ガイドライン（案）の改正が行われまして、特に安全点検について強化がなされた内容となっております。

本日は、国の屋外広告物条例ガイドライン（案）の改正に基づきまして、今後予定しております札幌市屋外広告物条例、それから、施行規則の改正内容につきましてご説明させていただきますので、皆様の活発なご議論を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、開会のご挨拶に代えさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

○事務局（加藤道路管理課長） ありがとうございます。

◎連絡事項

○事務局（加藤道路管理課長） それでは、今回は、委員改選を行ってから初めての審議会でございますので、まずは、各委員から自己紹介をいただきたいと思います。

私から向かって左手の大萱委員から時計回りで順番にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○大萱委員 大萱昭芳と申します。一番古いのではないかと思います、どうぞよろしくお願ひいたします。

○上遠野委員 初めまして。上遠野と申します。札幌市立大学から参りました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○縄田委員 北海道建設部まちづくり局都市計画課長の縄田でございます。4月1日付の異動で、このたび都市計画課長となりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○外崎委員 北海道開発局札幌開発建設部で調査官をしております外崎と言います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○古谷委員 プラス・エスの古谷と申します。デザインコーディネーターが本業です。よろしくお願ひいたします。

○林委員 株式会社《a》の林と申します。前職は、札幌テレビ放送に参りました。今の私の会社は、海外に対して、札幌あるいは北海道をプロモートしていく番組を作ったりしてございまして、その視点でこちらにご協力できればという思いで参加させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○藤田委員 札幌広告美術協会の藤田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○朝倉委員 私は、協同組合北海道ネオン電気工業会の会長をしております朝倉です。親団体が公益社団法人日本サイン協会となっておりますので、その辺をまたご存じいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○野村委員 初めまして。北海道大学建築計画学研究室の野村と申します。今、授業でも景観計画等を担当してございまして、またいろいろ皆さんに教えていただきたいことでもあります。よろしくお願ひいたします。

○渡部委員 こんにちは。公益社団法人日本サインデザイン協会の渡部です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○新貝委員 新貝孝之と申します。一級建築士事務所の新貝建築事務所をしております。

前任の松下先生から建築の事案ということで依頼されまして、今回、出席させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○事務局（加藤道路管理課長） ありがとうございます。

委員の皆様のご任期につきましては、平成31年10月末までとなっておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、本市の事務局職員のご紹介をさせていただきます。

まず最初に、建設局総務部長の蓮実でございます。

○蓮実総務部長 改めまして、よろしく申し上げます。

○事務局（加藤道路管理課長） 続きまして、総務部道路管理課広告物対策担当係長の鎌田でございます。

○事務局（鎌田広告物対策担当係長） 鎌田でございます。

ことしの4月に着任させていただきました。わからないことが多いので、皆様にいろいろと教えていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○事務局（加藤道路管理課長） 続きまして、総務部道路管理課広告物対策担当の北岡でございます。

○事務局（北岡広告物対策担当職員） 北岡と申します。広告物対策担当としては3年目になりますが、審議会は初めてですので、よろしく願いいたします。

○事務局（加藤道路管理課長） 以上をもちまして、委員の方々と事務局職員の紹介を終わらせていただきます。

それでは、本日の資料につきましては、各委員の皆様方に事前に送付させていただいておりますが、お手元にお持ちでない方がいらっしゃいましたら、こちらに用意しております。大丈夫でしょうか。

では、そのまま進めさせていただきます。

続きまして、今回の会議と後々の会議録の公開についてですが、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱及び札幌市情報公開条例の規定に基づきまして、会議等は原則公開となっておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 会長及び副会長の選任

○事務局（加藤道路管理課長） それでは、議題に入ります前に、会長及び副会長の選任を行いたいと思います。

札幌市屋外広告物条例施行規則第29条におきまして、審議会に会長及び副会長の各1名を置き、委員の互選により選出することとなっております。

どなたか立候補あるいはご推薦がありましたら、よろしく願いいたします。

○藤田委員 経験豊富な大萱委員に会長を、上遠野委員に副会長をやっていただくのがいいと思いますので、ご意見を申し上げます。

○事務局（加藤道路管理課長） ただいま、藤田委員から、会長を大萱委員に、副会長を上遠野委員にという推薦がございましたが、ご承認をいただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（加藤道路管理課長） 異議なしということで、会長を大萱委員に、副会長を上遠野委員をお願いしたいと思います。

では、申し訳ございませんが、場所を移動していただきたいと思います。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

○事務局（加藤道路管理課長） それでは、改めまして、大萱会長、上遠野副会長からご挨拶をお願いしたいと思います。

大萱会長から、よろしく願いいたします。

○大萱会長 先ほどの自己紹介のときに簡単過ぎて申し訳ございませんでした。

私は、上遠野副会長と同じで、札幌市立高等専門学校で十何年前まで教えておりましたが、そこを退官しまして、今は自営業をして、天下の素浪人とでもいいますか、気楽に生きております。

今もまた委員長にご指名いただきまして、光栄ですけれども、今日の委員会も3年ぶりくらいで、久しぶりにお目にかかる方も何人かおられまして、初めてお目にかかる方もたくさんおられます。ちょっと緊張しておりますが、上遠野副会長がおられますので、頼りにしながら進めていきたいと思います。

今日は、どうぞよろしく願いいたします。

○上遠野副会長 ご指名いただきました上遠野です。初めての会議ですので、不慣れなことがあるかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

専門は、現代美術ということで、さきの国際展などの企画をやらせていただいたり、自らも作家であります。

昔、大萱先生の石山通の広告の看板の論文を読んで、えらい関心を示したことがありますので、微力ながらお力になればと思っています。よろしく願いいたします。

○事務局（加藤道路管理課長） ありがとうございます。

ここからの議事進行につきましては、大萱会長をお願いしたいと思います。

大萱会長、よろしく願いいたします。

4. 議 題

○大萱会長 それでは、ここからは私が議事進行を務めさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

審議事項は、屋外広告物条例ガイドライン（案）の改正に伴う札幌市屋外広告物条例及び札幌市屋外広告物条例施行規則の改正についてでございます。

それでは、早速ですが、審議に入りたいと思います。

まずは、今回の審議に至った経緯について、事務局から少し詳しく説明をお願いいたします。

○事務局（鎌田広告物対策担当係長） それでは、私から説明させていただきます。

1番の改正の理由について部長からのお話にもありましたが、平成27年に本市の中央区で看板の落下事故がございまして、平成27年の6月と9月に本審議会を2回開催させていただきました。そのときに、札幌市屋外広告物安全管理指針を定めさせていただきました。

して、全国に先駆けて、安全点検報告書の点検項目を非常に詳細にしたものを作成しまして、こちらで点検の報告書を出していただきたいということを平成27年12月から運用させていただいているところでございます。

一方で、国の動きですが、平成28年4月28日付で屋外広告物ガイドライン（案）について、点検について強化しようという内容で改正されているところでしたが、本市はそれより前に審議会を経て、安全管理指針ということである程度強化していたところで、このガイドライン（案）に沿った内容として、本市としてどのような効果があるかというものを含めて検証していたところですが、こちらのガイドライン（案）の内容に沿った形で、本市も条例や施行規則などを改めて改正することが安全の強化につながるということで、大きく寄与するものと判断いたしましたので、今回、北海道とも協調して、同じ時期に合わせて改正したいということで、この審議会を開催させていただいたところでございます。

次に、2番の改正の時期ですけれども、北海道と時期を合わせて改正するというので、お手元の資料には、平成31年6月に公布、10月に施行予定と書いてあると思うのですが、実は、皆様に資料を事前に送付した後で、北海道と再度打ち合わせをして、少し早めましょうということになり、3月に公布、4月に施行予定ということで進めさせていただきたいと思っております。

こちらは、もともと公布が6月、施行が10月と書いておりますのは、周知期間でしたり、経過措置でしたり、そういったものを含めて時間を空けていたところですが、本市の法制課との打ち合わせなどを経て、交付から施行の間を空けると全てのものについて間が空いてしまうので、できるものはなるべく早目に始めて、周知などが必要であるものに対しては、別途、猶予的な期間を設けることにしましたので、今回の修正に至ったものになります。

この周知期間、経過措置的なお話は、実際に中身に入っていくときに別途お話しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3番の改正の内容に入らせていただきます。

(1) から (6) まで6項目あるのですが、そのうち、(1) から (3) までがガイドライン（案）に関連するもの、(4) から (6) までが、そのほかに今回の改正に合わせてこちらで一緒に変えさせていただきたいと思っております。

それでは、(1) ですが、屋外広告物の設置者または管理者に加え、所有者または占有者も当該屋外広告物の補修、除却、その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持する義務があることを明記しようとしているものでございます。こちらは、ガイドライン（案）に書かれているものと同じの内容にしようとしているものですが、下線部の所有者、占有者、除却という言葉が追加になるところでございます。

今まで、設置者、管理者という言葉はあったのですけれども、そのほか、所有者、占有者は何だろうというお話ですが、そもそも屋外広告物条例ガイドライン（案）が改正に至

ったきっかけとして、民法717条第1項に定めているものがありまして、こちらを読ませていただきますと、建築物など、土地の工作物の設置、保存の瑕疵による事故は、その工作物の占有者に第一次的責任があり、占有者が損害発生防止に必要な注意を怠らなかったときに、所有者に2次的な賠償責任があるということで、民法に占有者、所有者という文言が入ってくるものですから、屋外広告物条例につきましても、そちらの規定に合致させましょうというものになります。

それでは、所有者、占有者が加わったことで一体何が変わるのかということですが、まず、所有者については、その名のとおり、屋外広告物に対して所有権を持つ人です。それに対して、占有者については、その屋外広告物を事実上支配している人になります。今までの設置者、管理者だけだと、事例によっては、あくまでも可能性の問題ですが、その両方がいない広告物もあるということになります。

ここにホワイトボードなどが無いので、口頭の説明で申しわけないのですが、頭の中でイメージしていただければと思います。

例えば、ビルが建っています。そのビルにテナントが入っていて、テナントが、ビルオーナーの了解を経て、突き出し広告を立てて、そこにテナントが広告を載せています。しかし、例えば、そのテナントが潰れてしまった、撤退してしまった、そして、いなくなってしまった場合がございます。このときに、設置者、管理者のテナントがもういない状態になっています。では、そのテナントがつくった突き出し広告物が落ちてしまったときに、一体誰に責任が出るのかということになったときに、少なくとも一定の期間を経ないといけなはいとは思いますが、そのビルオーナーに占有権が移り、そのビルについている広告物なので、この場合、そのビルオーナーが占有者ということになります。なので、設置者も管理者もいない、もうなくなってしまった広告物ですけれども、それがもし落ちたり何かした場合の責任が屋外広告物上でも占有者であるビルオーナーに行きますという形になっております。

今まで、所有者、占有者がいない広告物、要するに、誰が責任をとればいいのか明確ではない広告物がゼロではなかった、そういう穴を埋める、その広告物に対する責任を必ず誰かに持っていただくことを明確にするための改正になります。

もう一つ挙げると、貸し看板などがあつたときに、管理がずさんだったり、遠方で管理していたりして、誰かが不法的にそこに広告を載せているというものがあつたとします。その不法的な広告物に何か事故があつたときに、その所有者である人だけが責任を負うかということではなくて、もちろん民法上での争いはまた別にあるのですけれども、屋外広告物の条例的にも、その占有者に対して、不法であってもきちんと責任をとっていただかなければいけないということで、悪い言い方をすると、責任逃れができないというか、そういう形で穴を埋めましょうという内容の改正になっております。

ということで、(1)は、民法に合わせて所有者、占有者をつける、それによって、看板に関わる誰かが補修や除却、管理について明確に責任を持つ義務があるということを明

確化するための改正になります。

○大萱会長 条項ごとに順番に説明していただくほうがいいと思います。全部の説明が続いてしまうと、理解しにくいのではないかと思いますので、番号ごとに説明していただいでよろしいですか。

○事務局（鎌田広告物対策担当係長） わかりました。

○大萱会長 それでは、新しい概念が加わったことにより、責任の所在が明確化できるというご説明でしたが、ご質問等はございますか。

○渡部委員 質問ですが、最初の説明のビルとテナントの話のときに、テナントの広告を出した人が設置者となり管理者となるとお聞きしたのですけれども、通常、管理者というのは、申請を出すときに、資格がある人でないと管理者の欄に名前が書けないので、こういう場合、テナント広告を出した人というのは、例えば、工事にかかわった業者とか、有資格者ということなのですか。

○事務局（鎌田広告物対策担当係長） この場合の管理者なのですが、例えば、テナント自体にそういう人材がいて、管理者になることもできますし、施工業者に外注して管理をしていただくこともできます。例えば、最初に説明させていただいた例でいいますと、設置者がテナント、管理者は、テナントの場合もあるし、外部に委託して、業者にしていただいた場合もあるでしょうし、ビルオーナーが管理するようなこともあると思います。

管理者は、いろいろなパターンがあるのですが、例えば、全部テナントのほうでやったときに、そのテナントがもしなくなってしまうたら、設置者も管理者も全く空白になります。そういったときに、では、誰が責任をとればいいのかということで、一例として、テナントも管理者になったときにということで挙げさせていただきました。いろいろなパターンがありますが、テナントが管理者になることは余りないですね。すいません。

○渡部委員 責任問題の話ですが、申請のときに、工事をしたからということで、有資格者が管理者として名前を書いたときに、例えば、看板が落ちたとか、けが人が出たときに、その工事をした人も責任を負わなければいけないと思い、質問してみました。

○事務局（鎌田広告物対策担当係長） その4者の中で、誰にどういう割合で責任がかかってくるのかというのは、事故が起きたときに、この看板がどういう状態で、管理者がちゃんと管理をしていたにもかかわらず落ちたときに、誰に責任がかかるのかという問題が出てくると思います。こちらについては、まず、誰もいないという状態はやめましょう。無過失であっても誰かに必ず責任をとっていただかなければいけないので、そのための改正ということでご理解いただければと思います。

○大萱会長 詰めていくと、なかなか難しい部分があると思いますが、条例上は、今のご説明のように、漏れがない形になっているということで、次に進ませていただきます。

では、次の（２）の説明をしてください。

○事務局（鎌田広告物対策担当係長） それでは、次の（２）に進ませていただきます。

こちらが今回のメインの改正になります。読み上げますと、屋外広告物の設置者もしく

は管理者または所有者もしくは占有者は、屋外広告士など専門的知識を有する者を点検者として定めて、その方に当該屋外広告物の本体、接合部、支持部分などの劣化及び損傷の状況を点検させなければならない旨の規定を設けましょうというものです。

最初にお話しさせていただきましたとおり、安全点検報告書というものは、点検項目を細かくして、平成27年12月から管理者が作成して出してくださいというものになっておりました。ただ、書類上は、設置者と管理者が責任を持ってきちんと名前を書いて出してくださいのものですけれども、実際の点検をきちんと資格のある点検者にさせていただくということで、より安全性の強化を図る項目となります。

こちらの点検者の資格としては、別表2のとおりとございますので、1枚めくっていただきますと、別表が出てまいります。

今まで、管理者が安全点検報告書を出していたのですが、10平米を超えるものにつきましては、有資格者が管理者となって、その管理者が責任を持って安全点検報告書を提出するとなっていたのですか、今後は、1基当たり10平米以下の小さな広告物についても広告物は許可期間が大抵3年ですけれども、3年に1度くらいはきちんと資格のある点検者、もちろん内部の方でもいいですし、外部の方でもいいですし、そういった資格のある者にきちんと点検をしていただいて、その点検結果報告書を出していただくことで安全管理の強化を図ろうとしている改正でございます。

10平米を超える屋外広告物の管理者につきましては、札幌市は、ほかの市にはない法人管理者という独自のものがありまして、社内の人材で屋外広告物の講習会を修了している人がいて、別の人で、建築士の1級もしくは2級の資格を持っている人がいるような場合、会社全体として法人管理者として認めているところですが、点検者については、きちんとした資格を持っている個人に責任を持って点検していただくということで、こちらの法人管理者の要綱については、点検者については認めておりません。看板の大きさにかかわらず、一律の条件の資格を持つ点検者に必ず点検していただくといった趣旨のもので

(3)は、(2)に付随するので、一緒にお話しさせていただきたいと思います。

(3)ですが、有資格の点検者が点検をしたものについて、点検結果の報告書を必ず出してくださいというものになっております。

(3)の内容については、施行規則第4条で既に定められているものと同じですけれども、今までは、先ほどもお話ししましたが、管理者が提出することになっているものを点検者がきちんと名前を書いて責任を持って安全点検報告書を出していただくということで、安全点検報告書の様式を一部修正し、点検者の欄を追加して、きちんと名前を書いていただくということになっております。

また、あわせて、点検項目が非常に細かく、20項目近くあるのですが、それ以外に写真添付も義務づけて、より安全点検の強化を図ると。例えば、区の土木センターでそれを受け取って、項目に丸だけがついていてもよくわからないところもあるので、写真をつけ

て、大丈夫ですよということで、きちんと見せていただくようなことをしたいと考えております。

また、「併せて管理者（※）及び点検者」と書いているのですけれども、改正したものについては、点検者と、その他、設置者、管理者、所有者、占有者のどなたでもいように改正する予定なので、管理者というところは誤りで、申しわけございません。点検者の資格を証する書面の写しを必ず提出していただいて、こういう資格を持っている点検者がきちんと点検いたしましたということで、出していただきたいと考えているところでございます。（３）の下から２行目の管理者と書いてあるのは、私の誤りですので、こちらを消していただいて、点検者の資格がわかる書面の写しを提出していただきます。

今までは管理者が必ず出していた安全点検報告書ですが、平常時から点検時まで全て管理者だったのが、少し役割分担されるといいますか、平時は管理者がきちんと管理し、例えば３年に１回の更新のタイミングについては、広告物が多少小さくても有資格の点検者が点検をして必ず報告することになります。

（２）と（３）の説明は以上になります。

○大萱会長 ここでもう一度、いろいろと似た名前や微妙にいろいろなものが出てきますので、今までの説明に対してご質問があればどうぞ。

（「なし」と発言する者あり）

○大萱会長 では、次に進みたいと思います。

○事務局（鎌田広告物対策担当係長） ごめんなさい。お話を一つし損ねておりました。申しわけありません。

改正の公布、施行で、周知期間の経過措置などの話ですが、点検者による報告というものに対して一定の期間が必要だろうとこちらでは判断しております。

というのも、今まで、１０平米を超える大きな広告物についても、社内で資格がある講習を受けている人が別に２人いれば大丈夫だったり、１０平米以下のものであれば、それこそ資格のない人が管理している広告物についても、点検のときは必ず有資格の点検者にしてくださいということに変更いたします。今まで、１０平米を超えた広告物で、個人できちんと管理者がいる場合は、管理者と点検者が同じでも構わないので、そういった広告物については支障がないのですけれども、例えば１０平米に満たないような広告物は、有資格の点検者をいきなりすぐつけて点検してということになっても、業者からは、すぐには内部で育てられないとか、どういったところからお願いすればいいのかわからないということもあると思いますので、こちらについては、周知徹底を図る期間を設けたいと考えております。

今、内部で話をしている段階ですが、今のところの予定としては、平成３１年４月から始まった後に、１回目の更新のときは、以前の安全点検報告書の様式でも構わないということです。具体的に言いますと、以前の安全点検報告書の様式になると、点検者ではなくて管理者が出すものになりますので、１０平米を超えた法人の管理者だったり、１０平米

に満たないもので無資格の管理者だったり、そういったものも一度は出しても構いません。ただし、その次には、有資格のきちんとした点検者を必ずつけて出してくださいということで、1回目の提出の際に周知、指導を徹底することができるものですから、そういった形で経過措置をとって周知徹底を図りたいと考えているところです。

こちらについても、ご意見があればお願いしたいと思います。

以上です。

○大萱会長 今ご説明がありましたことについて、疑問等がございましたらどうぞ。

私は、今のご説明の最後の経過措置がなかなかくせ者だなという感じを受けました。

というのは、3年に1回ですから、マキシマムで3年間遅れるという構想があるわけですね。それは、せつかく公布して、4月の1カ月で施行して、周知していこうという精神がかなり薄まってしまふことになりませんか。むしろ、周知徹底ということで、説明会とかネットとかいろいろなことで情報提供をして、少なくとも半年くらいの間に全部を臨時的に処置していくようなことは必要ないですか。

市の担当の方も変わっていかれますし、老婆心かもしれませんが、非常に混乱が起きそうな予感がします。

○事務局（鎌田広告物対策担当係長） ただいまのお話についてですが、広告物につきましては、10平米を超えるものと、10平米以下で管理者の資格に相違があるお話はさせていただきます。先日、区の担当者に聞いてみたところ、広告物は、非常に高い割合で10平米を超える広告物が、やはり全体としては相当多いと。5割とかではなく、例えば、8割とか、そんな感じで非常に多いようだというお話を聞いております。正確な数ははかっていないのですけれども、その中で、10平米を超えるものの管理者については何度かお話しさせていただいて、まず、法人管理者という者をつけても構いませんよということになっているのですが、一方で、この法人管理者をつけているところは非常に数が少ないので、各区で数件ずつしかないようなものになっているようです。なので、10平米を超えるような広告物については、管理者がそのまま点検者として責任を持って直接点検をしていただければ、新しい規定に合致したもので出すことができますので、広告物の大半については、それで賄えると考えております。

また、10平米以下の比較的大きくない広告物ですが、実は、こちらの屋外広告物条例ガイドライン（案）に沿った改正ですけれども、都道府県でいいますと、47都道府県のうち、今、この改正をしているのは13都道府県なのです。ほかに大阪がこれから改正するみたいですが、47都道府県のうち、13都道府県が改正しています。私は、中核市や政令市など、一定の人口規模の都市を48都市調べてみたのですが、そのうち、既に改正されているのは5都市で、大体1割ぐらいなのですけれども、その中の多くは、ある一定以下のものについては、点検者の資格は管理者と同じように無資格で大丈夫というところが大半です。ですから、10平米以下の多少小さいものに対しても、より厳しく点検してくださいという都市は非常に少ないです。札幌市としても、非常に少ないところに

改正させていただきたいと考えているところです。

札幌市の中で10平米以下のものは余り数が多くないと、ほかの都市に対して厳しくしているのと、従前のものを出すことはできますが、新しい様式で出していただくこともできるので、なるべくなら新しい点検報告書で点検者をつけて出してくださいというお話はさせていただきますので、数としてはそんなに多く出てくるものではないと考えているのですが、どうしても難しいというときには、そこまで厳しくして、それが無許可の看板になってしまっては元も子もありませんので、それなりにケアは必要なのかなと考えて、このような考えに至ったものでございます。

○大萱会長 ご説明の趣旨はわかるのですが、現実には事故を起こした看板は10平米もないわけです。片面で1平米もなく、広告としては小さいものですね。それが落ちたわけですね。だから、小さいからといって安全性が高いのだという判断はイコールではないと思います。

10平米以上だと、1年ごとに報告義務があるということですか。僕も細かいところまで理解していない部分があります。

○事務局（鎌田広告物対策担当係長） 許可としては、広告物の種類によりますので、通常の突き出し看板や壁面広告については、3年の許可になっております。その許可の更新ごとに安全点検報告書を出していただく形になります。

○大萱会長 その他の改正項目（5）に、1基当たりの表示面積の合計が10平米を超える屋外広告物について、許可期間が1年以内の場合とありますが、こういうケースもあるということですね。

○事務局（鎌田広告物対策担当係長） ちょっと飛んでしましますが、実は、札幌市では、1基当たり10平米を超える屋外広告物は、本来、有資格の管理者をつけなければいけません。有資格の管理者をつけて許可期間を3年にするのが通常ですが、無資格の管理者で良い代わり、許可期間を短くしてくださいということです。

○大萱会長 わかりました。

委員の方々から何かご意見があれば、どうぞ。

○林委員 今、道路の担当の方の立場から言えば、これから申請するものに対しては、このガイドラインは非常に有効に働くと思いますが、今、何年ぶりかでやって、喫緊の課題というのは、日本中がそうであるように、いわゆる劣化していくものがたくさんあって、それが放置されていて、事故につながっているということです。その中で、それをどういうふう点検するのかという問題があります。

点検者というのは、申請者ではなくて、いつ点検するかということが条例やここで話されている中で始まるのか。会長の言うことはそういう心配だと思うのです。ですから、施行されて、こんなにいいものを出して、特に他県が何件やって、札幌市はそういう意味では進んでいるのはわかりました。私は、札幌市が一番先に進んでいるのは当たり前だと思っていますから、どんどん進めばいいと思うのですが、ここに広告を出しているサインの

方もいらっしゃるし、そういう生業をされている方も一緒になって、別段、制限をして、広告などはないほうが良いという考えではなくて、そういう産業として経済を発展させるためにも広告はあるわけですから、それをいかに安全に保つかということです。不幸にもああいう事故があったときに、全ての関わる者に影響を与えてくるわけで、非常に消極的になってしまうわけです。そういうことを心配するとすれば、とにかく次は事故を起こしてほしくないという願いが特にこのメンバーにはあると思います。

一番心配なのは、点検者と云々とあって、かなり整理されてきてよくなったと思うのですが、これは申請する人たちにあるのですけれども、今の既存の人たちは、どのようにそういうことをするのかということが一つあると思います。

もう一つは、僕の心配では、点検者に対して点検してくれというふうにお金を出すのは、点検者ではなくて、実は、所有者であり、占有者なのです。その占有者の意識が高くなると、いつまでたっても点検者が自己責任でやるというか、最終的に点検者が責任を負わなければいけないわけです。これは、資格を持っていますから仕方がないことですが、一番問題なのは、裁判のときもそうですが、所有者や占有者が高い意識を持って点検しなければいけない、事故を起こしてはならない、それから、美しい街をつくらなければいけないという意識をどう持たせるかということが一つです。それがこの審議会の中で一番大事なところだと思うのです。ですから、施行されたら、いかに即やるか、あるいは、その前からセミナーをやらせて、こういうふうにするのだということは後からご準備されているのだと思うのですけれども、そのあたりを戦略的に絡めていかなければいけないし、広告産業を決して貶めるようなことをしてはいけないという両面を持ちながらやるのがこの非常に大切なところだと思います。

別段、間違っていると言っているのではなくて、この制度は素晴らしいので、どういうふうにしてそれを効果的にするか、これだとまた落ちるかもしれないということに対しては、申し訳ないのですけれども、何もとまりはしないのです。平成31年までに落ちてでも何の問題もないのです。それは仕方がないとしても、次は落とさないということが大事だと思うのです。

もういらっしゃるんですけども、以前、ここの委員に北大の先生がいて、とにかく札幌の看板の下は絶対に歩かないとおっしゃっていました。私も、それからはずっと歩いていません。というのは間違いではなはいと思います。明らかに劣化しています。札幌の、水道がかなり劣化して、これから対策を練らなければいけないという厳しい問題を抱えていると思いますが、それと同じで、これは札幌市の事業ではないので、民間がちゃんとやるという縛りというより、何か方法がないのかと思います。

○朝倉委員 林委員のおっしゃるとおりで、広告の仕方というのはいろいろな手段があるのですけれども、今言った事故から、屋外広告に対しての風当たりや注目が大きくて、なかなか活用できていないような気がします。落ちてもう3年以上たっているのですけれども、その間、国交省から点検技能講習会をやりなさいということで、今やっています。そ

の中で、資格が従来あった方たち、建築士の1級、2級、電気工事士の1級、2級、3級、屋外広告士など、いろいろな資格があって商売をやっていました。その講習会を経て初めて点検が両方ともできるということになっています。

責任となると非常に難しいので、お客さんから依頼されたものと、今言った3年間に1度点検するものとあります。依頼されたものは、今、危ないみたいだから点検してくれというところがあります。そのときに、我々が全部調査をして提出するのですが、今、予算がないとか、問題ないのではないかと、来年やるのではないかと、ここが一番難しいところなのです。我々がやってほしいと言っても、なかなかやってくれないところもあるし、そのときに責任がどうなるのだという問題も今は出ております。

そのときに、我々が言うてやるのではなく、先ほど林委員が言ったように、クライアントのご理解と、行政のご理解と、我々と三位一体でやっていかないと進まないと思います。ですから、我々も真剣にやっていますけれども、我々の業界の中で、資格を持っていない人など、いろいろな業者がいます。例えば、恥ずかしいですが、保険がかかっていないとか、労災がかかっていないとか、第三者の保険がかかっていないとか、社会保険もそうでしょうけれども、かかっていない業者もいるし、きちっとやっている業者もいます。

だから、ちょっと話が変わりますけれども、今、違反広告とか無届けの広告が6割か7割あるのです。半分以上です。ここが問題なのです。はっきり言って、行政の落ち度もあるし、我々業界の悪さもあります。ここを調査するとなると、お金もかかるし、非常に大変だと思えますけれども、ここをやらないと、この先、落下事故は起こると思います。我々はきちっとやっているつもりだし、組合が二つありますけれども、その中できちっとした対応をして、みんな資格をきちっと取ってやるということと、お客さんにきちっとご説明をしてやるということは徹底しておりますが、何倍の方たちが業者としているわけですから、ここはなかなか周知できていないというのが現状でございます。

正直者がばかを見るということではいけないので、前向きにやっている次第ですが、お客さんから見ると、おまえのところを手を抜いたから落ちたのではないかと、我々が点検をしてきちっと報告しているのだけれども、なかなかやっていただけないとか、言い方はおかしいですが、そんなにばかばか落ちているわけではないのですけれども、たまたまそういうふうに言われると、怪我をしたりということになります。ですから、安全とか、後から出てきます景観の問題とか、デザインの問題とか、いろいろなことを加味しながらやっていくつもりですが、落下してけがをした人が出ましたら大きな問題になるので、本当に真剣に考えていかなければならないと思います。

また、看板だけではなく、雪害もありますので、ビルの下はあまり通らずにと。雪の問題が大きいのですけれども、我々がやっているものについては、ほとんど全部やっています。

点検報告書を行政に出して、お客さん側に認めてもらって、何らかの改修をやるもの、やり直すもの、撤去するものを色分けして、きちんと対応していくことが前提ではなかる

うかと思えます。

○大萱会長 どうもありがとうございます。

ほかにご意見がなければ、経過措置に対しては、いま一度、事務方のほうで案を練っていただいたほうがいいのではないかという気がしますが、どうでしょうか。そうさせていただけますか。

○事務局（鎌田広告物対策担当係長） それでは、経過措置について、再度、内部で検討させていただいて、またご報告等をさせていただきたいと思えます。

○大萱会長 それでは、次に移りたいと思えます。

その他の改正項目ということで、（４）から（６）がありますが、説明を一遍にお願いいたします。

○事務局（鎌田広告物対策担当係長） それでは、その他の改正項目というところで、（４）には除却届の規定を設けると書いております。

本市の条例第１７条に、許可を受けた者は、許可の期間が満了したときに、広告物等を直ちに除却しなければならないというものがあるのですが、実は、除却しなければならないと書かれているだけで、具体的にどうしなさいとは書いていないのです。屋外広告物の撤去届という様式を札幌市のホームページに載せておりまして、ほかの様式類も同じく載っているのですが、ほかの様式類は、その右側に規則第何条関係といった記載があるのですが、この屋外広告物撤去届のところだけは、右側に、そういう根拠規則とか根拠条例の記載がないのです。なので、我々の方で任意といいますか、こちらの撤去届を提出していただけますかということを出していただいているのが現状ですが、除却の届け出を必ず出してくださいということを明文化したいという趣旨です。こちらが（４）の除却届の規定を設けるというものになります。

次に、（５）ですが、先ほども少しお話しさせていただきましたように、１基当たり１０平米を超える屋外広告物は、本来、資格のある管理者をきちんとつけて、許可期間が３年というのが一般的な形です。ところが、ほかの市ではあまり見ないので、札幌市独自の規定だと思うのですが、例外措置的に、有資格の管理者を置けないような場合について、許可期間を１年以内に短くすることで、１基当たり１０平米を超える屋外広告物についても許可するという規定がございます。こちらの規定は、平成１１年に定めた規則の中に入っているのですが、当初は有資格の管理者の数が非常に少なく、やむを得ないということで、点検報告頻度を高めることで安全性を担保しようということで定めているものと考えられるのですが、平成１１年に定めてからもう２０年近く経過し、札幌市では、有資格となる管理者が当時に比べて非常に増えていると見込まれますので、今もこういった広告物の数は結構ございます。

言い方はよくないですけれども、有資格の管理者を雇うコストよりも、１年の期間で料金を３倍払うほうがコスト的に安いのだろうということで、安く施工しようとする業者が一定数いるのかと。あくまで個人的な考えですけれども、そういったことで使われている

ケースもあると思いますが、そういうケースだと、例えば点検期間を1年ごとに短くしても、きちんとした資格のある方についていただいたほうが安全性は高まるものはこちらで判断いたしまして、こちらについては、今まであった例外的な規定は削除しようと考えているところです。

こちらの期限については、経過措置を設けなくて、札幌市には有資格の管理者がきちんといらっしゃいますので、そういう人にきちんと管理していただきたいということで、こちらで指導していくと。1基当たり10平米を超えている広告物が掲示されている場合は、即座に取ってくださいとはさすがに言えないので、一定期間の中で必ず資格のある方を置いてくださいと。条例でも、市長は、広告物等を表示または設置しているものが管理者を置いていない場合は、期限を定めて管理者を置くことを命ずることができると思いますので、それに沿った形で適正な指導をしていきたいと考えております。

最後に、(6)の管理者に必要な屋外広告物講習会ですが、札幌市は、開催地が北海道内のものに限定しておりました。こちらは北海道とかは限定していないものですが、屋外広告物講習会というものが、法律的なところだったり、施工デザインで1日開いているものですが、こちらについて、残念ながら北海道に特化した内容ではなく、全国的に同じような内容で行っている講習会になっておりますので、少なくとも現時点においては、ほかの屋外広告物講習会を受けた方が何で北海道の講習会を受けた者ではないとダメなのかと言われたときに、理由付けとして難しいところもありますので、管理者の資格としては、全国の屋外広告物講習会を受けた方で拡大させていただこうと考えているところでございます。

最後に、関係資料をつけさせていただいていますが、屋外広告物条例ガイドラインのほかに、新旧対照表をつけさせていただいております。(6)の下の関係資料のところには平成28年度6月9日改正分と記載させていただいていますが、こちらは、正確には平成28年4月28日改正分になります。

実は、4月28日に改正したのですが、改正したガイドライン(案)に誤りがありましたということで、6月9日に修正版が来たのです。一応、改正内容としては、4月28日の改正だったものですから、4月28日改正分と修正していただければと思います。まことに申しわけありませんでした。

(4)から(6)の説明につきましては、以上になります。

○大萱会長 説明をどうもありがとうございました。

委員の皆様方からご意見を頂戴したいと思います。

きょう初めての方もおられますので、藤田委員から順番にご意見をいただきたいと思っております。

○藤田委員 先日、全国大会があったのですが、京都の業者から報告がありました。新聞には出なかったのだけれども、京都大学構内で事故があったみたいで、これからはもっと真剣にやろうということになっています。

資格ではないのですが、屋外広告物の点検技能講習を開催しております。去年から暫時やっております、今、全国的にやっております。去年から始めたので、1回目が100名、2回目はネオン関係とデザイン関係と協力して50名、春には函館で50名、今年は、さらに釧路、帯広、北見までのエリアで50名ぐらいの講習会を開催しようと思っております。ですから、今年中には全道で200名台まで人員を増やして、安全点検に備える体制を整えようと思っておりますので、業界として十分注意していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○朝倉委員 今、藤田委員が言ったように、点検技能講習会をずっとやっているということで、資格のある方がもう1ランク上の点検のやり方をやるということでございます。これは、きちっと点検して、お客さんの方にお出しするということです。そのときに、目視と、近くまで行って打音するかという二つのやり方があるのですね。目視の場合は余りかからないけれども、打音調査をやるとう一回10万円ぐらいかかるとなったときに、お客さんの取り扱いというのがまた微妙なところで、本当は接合部とか取り付け部までやればかなり精度の高いものが報告できるのですけれども、これをお客さんにどのぐらいご理解していただけるかというのが、我々の努力になると思います。それをやれば、事故については本当になくなるのではないかと思いますので、そこを我々として努力していきたいと思っております。

○野村委員 初めての参加で、全部を熟読していないので、もしかしたら見当違いがあるかもしれませんが、3の(1)の屋外広告物の設置者、管理者に加えて所有者または占有者もということで、責任を誰かにというところまでは理解できたのですけれども、いわゆる設置者と所有者、占有者が違うという話なのかどうか私には理解できなかったのです。見ると、必ず管理者を置かなければならない義務があるのは設置者であるとは書いてあるのですが、所有者、占有者に責任があるとした場合に、所有者、占有者が必ず管理者を置かなければならないという話とイコールにはならないと思うのです。そこがないと、所有者や占有者の方は、いわゆる技術を高めるというところは随分努力されて、管理者の方の技術面での責任というのは非常に意識が高まっていると思うのですけれども、要は管理面、運用面での責任の問題だと思うので、これだけを読むと、どこに何の責任があるのかが不明瞭だなという感想を持ちました。

○大萱会長 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

○渡部委員 屋外広告物を設置した段階で、神話ではないけれども、一生に近いぐらい安全というか、壊れることはないと思いがちですが、設置したその日から劣化は始まっていると考えるのが妥当ではないかと思います。

点検も確かに大事ですが、ここで言う設置者、例えば、テナントの人やビルの方は、その広告物を毎日身近で見ることができのわけで、私たちみたいに点検する人は、3年に1度呼ばれて点検をするわけですがけれども、点検した次の日に看板が落ちるかもしれないということはゼロではないので、やはり身近にいる人が、本当はそんなに安全なものではな

いのだからという気持ちで普段から注意して見てもらえると、事故も少し減るかなと思いました。

以上、感想です。

○大萱会長 ありがとうございます。

下は歩かないというのが一番手っ取り早いかもしれないですね。これは冗談ではないです。

○新貝委員 今回、初めて参加させていただきました。

先ほどの朝倉委員のお話の中で、無届けの広告物が6割を超えるということで、そこが一番問題なのでしょうね。幾らいい条例の審査とか審議とかいろいろツールをつくっても、これでコントロールできる物件が4割しかないのであれば、ここを厳しくするよりも先に、無届けの罰則ですね。屋外広告物の届け出というのは、いわゆる工作物確認申請ということですね。

○朝倉委員 4メートル以上は、工作物です。

○新貝委員 ある程度の規模のものは工作物ですから、それに漏れないように範囲を広げるとか、建物についているもの、例えば建築基準法のジャンルに含まれているものというか、私もちょっとわからないのですが、そちらの広域条例で縛られるべきものはここから漏れるということです。先ほどおっしゃった直近で大変な事故があったものは、恐らくそちらに含まれていて、工作物確認申請をされたものではなく、ある程度の規模のものではなくて、そこから漏れたものが一番まずいのだろうと、お話を聞いていて思いました。

○大萱会長 どうもありがとうございます。

いろいろな問題があるのですね。そういう問題をなくしていこうとするには、一つの方法としては、条例そのものの設置条件を抜本的に見直していく必要がある気がします。要するに、今は、突き出し看板とか、いろんなスタイルのものができるだけ許容できるような形になっていますね。景観のところから若干の制限はかかっていますがけれども、屋外広告物というのは、基本的に広告は非常に重要なものであるし、都市の活性化に必要だという観点から、広く設置できる内容になっているのです。事故というのは、件数が非常に多いですから、市の担当部署の方々も少ない人数で対応しなければいけないということもあって、現実にはいろいろな問題をはらんでいる現状にあると思います。気長に少しずつ改善していくように進めていくしかないかと思います。これを一遍にやると、相当な混乱が起こるといふふうに思います。これは私見です。

○縄田委員 私も4月から都市計画行政に初めて関係する形になりまして、関係するものでは、都市計画事業をやったことがありましたので、都市計画法や広告についても若干の知識はあったのですが、今般、事故が頻発しておりますが、広告だけではなく、いろいろな公共施設で災害などが生じています。その一つは、気象条件が影響していると思います。ゲリラ豪雨と言われるように、従前よりも、発生したときに集中して強烈な勢いで出てくるといふことも影響していると思いますし、この先、その傾向は、加速しないま

でも、恐らく続くというふうに言えると思います。

今年は、看板等の落下はまだないですけれども、これからも恐らく出てくるものだろうと思いますので、皆様がおっしゃったとおり、完全な対策は非常に難しいのでしょうかけれども、少しずつでも実効性のあるものにしていかなければならないのかなと思っております。

道庁でも、先ほど事務局の方からご説明がありましたけれども、時期を同じくして条例の改正を考えておりますので、今日のご議論は非常に参考になりますし、先ほど、経過措置についての考え方も整理するというごさいでしたが、我々も同様に考えてまとめていかなければいけないかなと思っておりますので、札幌市さんとは事務レベルで綿密にさせていただきたいと思っております。

それから、完全はないということで、行政側でやることにも限界があるのですけれども、先ほど冗談ぽく下を歩かないとおっしゃられましたけれども、相互通知というか、気がついた方は管理者もしくは建物の所有者ですね。看板の所有者はなかなかわからないでしょうから、お近くにいる人がお知らせするといったことが道内全体でさまざまな広報活動をする中で浸透していったらいいなと個人的に思っております。

○外崎委員 私も許可を出すほうなのですが、我々も注意して見ていきたいと思えます。皆様、安全のほうはひとつよろしくお願ひいたします。

○古谷委員 私も、皆さんの改善の努力は非常に評価されるべきだと思っております。

特に、前から除去の難しさは何回もお聞きしていて、一歩だけでも進んだのはすごくうれしいと思えます。ただ、無届けといいますか、違法が6割だと、本当に立派なガイドラインができたとしても活用されなければ意味がなくて、ご指導される側の大変さもわかるのですけれども、そういう意味では、ガイドラインは厳しくていいのだと思うのです。先ほど経過措置のことが出ていましたけれども、除去義務のところは遅滞なく除去するとあります。この遅滞なくというのはどれぐらいの期間のことなのかと思えますし、違反に対する措置もあるのですけれども、このように曖昧であれば、指導といいますか、お願ひをするにしても非常に難しいのではないのかと思えます。もう少し具体的な数字が入ったり、100%守っていただくことは無理ですけれども、少なくとも足かがりになるものは、今回も明確化をしていますので、具体的なところを入れていただければいいなと感じています。

○林委員 先ほど古谷委員がおっしゃったとおりで、私も、改正されたことについては非常に評価をし、こういう明文化をするのは、課長、係長を初め、皆さんが相当努力されて、みんな配慮されて、特に違法の人を取り締まるようなものをつくるのは大変です。結局、取り締まれないよなと思いつながらやっていることも非常によくわかるのですけれども、除去という言葉を入れたというのはすごく強い意思だと思うのです。それをどう活用するかですが、古谷委員がおっしゃったように、どこかで強い縛りをかけておくということが必要だと思います。違法者は最終的にこういう商売ができないよというところまでいかない

と、講習にも行かないでしょうし、違法者を使う経営者もこれはやばいぞと思う何かをつくるのが札幌方式になるかもしれません。そこで、広告を出す人たちが増えるとか、文句を言う人たちはたくさんいると思うのですけれども、もう一個事故が起きたときに会社をどうするのか。事故というのは、皆さんのような専門家がいらっしやる中で言うのも何ですが、1回起きたわけですから、2回起きたらもっと縛りをつくらなければいけないです。その前に、起きないようにすることを、やんわりとしながらきつい言葉でつくるのは大変だと思うのですけれども、ここには専門の建築家の方やデザインの方もいらっしやるので、本当のことを言うと、私たちは景観のことを話したいわけです。

そういう意味では、景観はめちゃくちゃ良くなったと先ほど古谷委員と話していたのです。ビルが新しくなり、経済もちょっと良くなったということもあるのですが、景観が良くなってきたのは、条例とか札幌市の努力だと思うので、それは決して否定するものではないと思います。ただ、次はやらないと札幌は決めたのだというふうにしてほしいと思います。除去という言葉を入れたのはすごく評価したいので、何とかしてほしいと思います。講習会をやっている藤田委員や朝倉委員の努力にみんなが参加していくということが一番大事だと思います。

○朝倉委員 今の除去の話ですけれども、これは行政が強制的にできるという除去ですか。

○藤田委員 そうです。

○朝倉委員 それは前からあったはずですよ。だから、それは全然やぶさかではないし、はっきり言って、僕はやればいいと思っています。ただ、こういうときに、オーナーがそれは待ってという話になって、お金の問題もありますので、結局、そこが大きいのです。

○藤田委員 今のお話の中で、違反業者というラインが出てきたのだけれども、我々にとっては、違反オーナーというか、オーナー側にこういうものをどれだけ周知するかが大事なのです。業者側にはかなり周知されているのですが、オーナー側に対するこういうものにつけ方、立て方、安全性を理解させる講習会かセミナーか知りませんが、実は、道とも札幌市とも提携しておりまして、セーフティホットラインをかけていますけれども、せつかくやっても、1年間に来る苦情が2件くらいです。どちらかというと、業界的にはそういう感じがするのです。広告物の点検もそうですが、朝倉委員が言われたように、ちょっと見るだけで10万円とか20万円ですから、それだったらいいわと言われるのが我々の業界で、道の方もいらっしやいますし、市の方もいらっしやるのですが、オーナー側に対して、看板をつけるときの条件といいますか、指針といいますか、そういうものを考えていただければと思います。

○上遠野副会長 こういう規約ができて安全性が担保できるということは、非常に喜ばしいことだと思って聞かせていただきました。二度と事故がないようにしたいということであれば、もう一つ踏み込んで、今後はつくる側からの提案もあっていいと思いました。専門業者の方も建築家の方もいらっしやいますので、錆びない、腐らない、そういった仕様も含めたガイドラインですね。

僕は、昔、ちえりあを建てる時にアートを創るという委員をやっている、ディレクターもしたのですが、既に設計段階でそれをつくる構想をやったのです。もはや、ビルで広告がないということはありませんので、設計段階から専門家が集まって、知恵を絞って、安全係数の高い、万が一落ちたとしてもどこかで受けとめるという命綱を含めて、今後、そういったところまで踏み込めると、先ほど言ったような札幌方式がさらに世界の中でも目立つすばらしい取り組みになるかと思えます。

今回は条例の改正ですけれども、将来は、そういうところをいち早く、ほかの都市に先駆けてやっていただけたらいいかなという感想を持ちました。

○大萱会長 委員の皆様、どうもありがとうございました。

大変貴重なご意見をいただきましたが、こういう会はなかなか開かれないものですから、事務方の皆さんも直接聞いていただけて、大変うれしい機会になったと思います。

最後に、私が思いますのは、20年前と現在の状況を考えますと、結果として、札幌の広告は大変良くなってきているのです。見違えるように良くなりました。ただ、状況からいいますと、天候異変がすごいわけですね。この20年で、温暖化の影響だと思いますけれども、気温が低かったり高かったりという変化が激しいのです。それで何が起こるかという、風が強くなっているのです。非常に強い風が吹くようになりました。そういうことから考えると、突き出し看板とか、屋上の単体のものとか、そういうものが以前に比べて非常に危険が増していると思います。

それから、広告を見る側としては、外国人ですね。主に東南アジアの方ですが、札幌市はものすごく増えているわけで、そのことで広告の量も増やしていると思いますし、そういう人たちに何かあると、これは会社が潰れてしまうようなことが起こるかもしれません。そういうふうに客観条件がかなり変化してきている中で、屋外広告物はかつてのようあり方でいいのかという観点も含めて、今後、いろいろ考えていってほしいなと思いました。

きょうは、長時間にわたりましたが、これで審議は終わりましたので、事務方にお戻ししたいと思います。

5. 閉 会

○事務局（加藤道路管理課長） 長時間にわたるご審議をありがとうございます。

本当に3年ぶりの審議会となりましたが、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

先ほど朝倉委員からもいろいろと話があったのですが、安全管理の中で、オーナー側の問題を、我々としても、平成27年の事故が起きたとき以来、そういう認識をしておりまして、結局、業者がしっかり見たくても、オーナーにお金を出していただかなければできないということで、広告を掲出するオーナーに対する啓発が大事だろうということは我々も痛感しております。27年の事故以来、商工会議所とか商店街などのご協力もいただきながら、いわゆる経営者に向けて安全管理に努めております。また、先ほど未申請

の話もあったのですけれども、一定のものが建つときには屋外広告の申請が必要ですということと併せて啓発させていただいているところです。

これについては、まだまだ足りないところもありますので、皆さんの意識がすぐには変わらないと思いますが、引き続き、地道に時間をかけながらでも意識を改めるといいますか、安全管理に対するコスト負担の必要性を行政側もしっかり発信していきたいと思っています。

また、先ほどもありました経過措置につきましては、事務局で一旦もませていただきます。

それでは、以上をもちまして、平成30年度第1回屋外広告物審議会を終了させていただきます。

長時間にわたり、本当にありがとうございました。

以 上